

本願寺史料研究所報

40号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇一八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話

〇七五―三四三―三三一

内線(五四一八)

発行者

所長 赤松徹真

発行日

二〇一〇年五月三一日

親鸞聖人
750回大遠忌



幕末期本願寺における勤王家の家臣

— 松井中務について —

岩田 真美

はじめに

松井中務(一八〇九〜一八六三)は、近世後期の本願寺家臣であり、教団の勤王運動に関わりが深い人物といわれている。文久三年(一八六三) 広如宗主(一七九八〜一八七二)は、門末に直諭を出して勤王に尽力すべきことを説き、本願寺の勤王路線を示したが、その背景には、月性(一八一七〜一八五八)や超然(一七九二〜一八六八)といった勤王僧の働きがあったといわれている。しかし、当時の宗政は本山家臣によって行われており、

在野の一僧侶の意見が直ちに教団を動かす程の影響力を持っていたわけではない。それゆえ本山家臣であった松井中務が果たした役割は、彼ら以上に大きかったのではなからうか。松井中務の略歴については、仏教大学編『仏教大辞彙』等①に若干紹介されているが、彼がどのような人物であったか、幕末期の本願寺においてどのような役割を果たしたのか、今日に至っては、ほとんど知られていない。

松井中務は、明治三十六年(一九〇三)に正五位を追贈されている。本願寺家臣の中で贈位を授けられたのは、松井中務がその嚆矢であった。松井の贈位に関しては、三宮義胤(一八四三〜一九〇五)がその顕彰に尽力したといわれている。次に紹介する史料は、松井の贈位を申請するために、三宮義胤が明如宗主(一八五〇〜一九〇三)との連署を以て、宮内大臣の田中光顕(一八四三〜一九三九)に提出した書類の控えであり、松井中務の本

願寺家臣としての勤王事績が「履歴書」として付されている。本稿では「松井中務贈位ニ付内申控」及び「附其ノ履歴書」(本願寺蔵)の史料紹介を通して、松井中務の事績を明らかにしたい。

一 史料紹介

【史料 1】「松井中務贈位ニ付内申控」

内申

松井中務

右之者儀、王政維新之當時別紙之通り国事ニ尽力仕候間、此際特別之御詮議ヲ以テ贈位之恩典ニ預り度、此段連署内申仕候也。

明治三十一年 月 日

從三位男爵三宮義胤

從二位伯爵大谷光尊

宮内大臣子爵田中光顯殿

【史料 2】「附其ノ履歴書」

京都西六条本願寺旧家臣 松井中務

中務資性剛毅ニシテ武技ヲ嗜ミ、夙ニ勤王ノ志ヲ蓄ヘ、平素事ノ苟モ、朝廷ニ関スルモノハ其大小公私ヲ問ハス自ラ奮テ之ニ当レリ。天保年間時事ニ感スル所アリテ、本山ニ建言シテ曰ク、抑モ本宗ハ王法為本ノ宗旨ナレバ僧侶ト雖モ、朝廷有事ノ日ニ当テハ死以テ鳳闕ヲ護衛セ

サルベカラズ。サレバ壮年ノ僧侶ハ平素修学ノ傍ラ武技ノ講習亦忽セニスヘカラス。又在俗ノ家臣ハ別シテ劍銃弓槍ノ道ヲ練磨シテ以テ国家緩急ノ用ニ備フルコト、他ノ諸藩士ト差異アルヘカラス云々。然ルニ本山ノ執務重役右ノ建言ヲ以テ無用ノ議トナシ之ヲ却下セリ。又嘉永六年米艦浦賀ニ来リ、諸藩攘夷ノ議盛ニ起ルニ当テ、中務再ヒ奉公要務数条ヲ本山ニ建議セリ。其要ニ曰ク、廟議若シ攘夷ニ決スルコトアランニ於テハ中務ハ本宗門末ノ同志ヲ糾合シテ身一方ノ先鋒ニ当リ、一死ヲ以テ国家ニ殉セン。是中務畢生ノ志願ナリ。此儀予メ御許容ヲ蒙ランコトヲ乞フト(其一)。又曰ク、右ノ場合ニ臨テハ法主ニハ鳳闕御護衛ノ任ニ当ラセラレサルヘカラサレバ、今日ヨリ其準備ナカラサルベカラズ。就テハ全国各地ヘ使僧ヲ派遣セラレテ、門末一般ニ向テ勤王ノ大義ヲ諭示シ、以テ報国ノ志氣ヲ奮興セシメンコトヲ務ムベシ(其二)。又曰ク蝦夷ハ吾国北門ノ鎖鑰ナリ。サレバ箱館ニ本宗ノ寺院ヲ置テ、王法為本ノ教義ヲ以テ、彼地ノ人心ヲ固結センコト、本山ガ国家ニ対スル一大急務ナリ(其三)。又曰ク、六条境内ニ演武場ヲ設立シテ、家臣及僧侶子弟ヲシテ武技ヲ練習セシムベシ(其四)云々ト。後本山ガ箱館ニ別院ヲ設置シ、又六条内ニ演武場ヲ開設セシハ、蓋シ此ノ建議ニ基キシモノナリ。中務ハ当時、紀州宝福寺南英(北畠道龍ノ別名)ヲ招致シテ専ラ青年ノ志氣ヲ奮興セシムル事ヲ務メタリト云。

安政四年兵備ノ愈々急ナルヲ覺リ、蝦夷地ヲ開拓シテ

屯田兵ヲ置キ、而シテ該地ノ物産ヲ京都ニ輸入シ、其利潤ヲ以テ右ノ費ニ充ンコトヲ画策ス。是ニ於テ中務本山ニ請テ、自ラ進テ開墾御用係トナリ、橋本伊右衛門及、野村藤三郎ヲシテ該地ニ出張セシメ（伊右衛門ハ途中覆舟ニ遭テ溺死セリ）、而シテ六条ニ産物会所ヲ設ケ（花屋町西洞院角江屋某ノ家屋ヲ買入テ之ニ充ツ）、彼地ノ物産ヲ輸入シ、其売捌ノ利潤幾分ヲ兵備資ニ充テ、他ノ幾分ヲ六条六十四町ノ町民ニ分配シテ、以テ町民ノ壮年ヲシテ兵丁徵発ニ応スベキ義務ヲ負ハシメ、即チ六十四町ヲ五隊ニ組織シ、隊毎ニ取締ヲ置ク。桐山勝八、宇津半兵衛、名和市兵衛、宇佐美直八等、當時其撰ニ当レリ。

萬延元年、毛利大膳大夫ノ中将ニ昇進セラルルヤ、中務本山ノ命ヲ奉シ、慶賀使トシテ長州萩ニ出張シ、始メテ該藩士宍戸九郎兵衛、周布雅之助、乃能権右衛門、坪井九右衛門等ニ交リ、其議頗ル相合シ、爾來窃ニ相往來セリ。宍戸等ノ京阪ニ來ル必ス中務ノ宅ヲ訪ヒ、密談時ヲ移セリト云フ。

文久年間、山科ノ別院ヲ以テ、一時毛利家ノ陣營ニ充テシコトアリシハ全ク中務、宍戸等ノ協議ニ出テシモノナリ。

文久三年五月、時勢愈々切迫セシカトモ銃砲等軍器購求ノ資、欠乏セシヲ以テ奈何トモスベキナシ。是ニ於テ中務、本山ニ申請シ、自ラ越前国ニ出張シテ門末及信徒ノ義捐ヲ勧誘セリ。時ニ福井藩之ヲ覺リ、家老狛山城ヲシテ中務ヲ幫助セシメシニ依リ、頗ル好結果ヲ得タリ。

是ニ於テ、山城來テ中務ニ請テ曰ク、国家一朝事アルノ日ハ、貴宗本山ハ必ズ弊藩ニ御同心被下度ト。然ルニ中務ハ該藩ハ徳川氏ノ譜第二係ルヲ以テ窃ニ疑フ所アリ。依テ答テ曰ク、我本山ハ自ラ定論アリ。貴藩ノ義ト相合スルコトヲ得ルヤ否ヤハ、今日予メ期スベカラス。然レトモ貴領内ノ弊宗ニ属スル門末僧侶ハ御勝手ニ御使用アリテ可ナリト云ヘリ。是ヨリ幾ハクモナクシテ、福井藩京都守護ノ命ヲ奉シテ上京シ、其旅館ヲ本山境内ニ置カントコトヲ乞フ。時ニ物議四方ニ起リ、曰ク、春嶽ハ朝敵ナリ。決シテ彼ニ与ミスベカラスト。是ヲ以テ本山將ニ彼ノ乞フ拒斥セントス。中務乃チ断シテ曰ク、鳳闕警護ハ勤王ノ務ニ非スヤ否ヤ。苟モ勤王ノ名アルモノハ之ヲ拒ムヘカラス。且ツ春嶽公ヲ目シテ朝敵ト称スルコト未ダ其實証アラス。万一公ニシテ朝敵タルノ実証アラン乎。中務不敏ト雖モ誓テ彼ヲ刺殺セント。是ニ於テ彼ノ請ヲ容ルルコトニ決セリ。

然ルニ右等ノ事ニ就テ、疑惑ヲ生スル者アリテ曰ク、中務ハ松平春嶽ト謀ヲ通ジ、且ツ頻ニ開港ノ議ヲ主張ス云々ト。是ニ由テ三条実美公、旧官人岡田出羽守（現法主ノ生母ノ父）ヲ遣シテ、中務ノ意ヲ糺サシメテ曰ク、卿ノ志余曾テ之ヲ知ル。然ルニ近來云々ノ流言巷説アリ。余ハ之ガ為メニ卿ヲ疑フコトアラスト雖モ事国家ニ関ス。敢テ糺サザルヲ得ンヤト。中務從容トシテ對テ曰ク、是恐クハ中務ヲ中傷セントスル者ノ所為ナラン。中務不敏ト雖モ敢テ其志ヲ貳ニスル者ニ非ス。然ルニ其説ノ起

ル。蓋シ原因ナキニ非スト。乃チ曩日越前募財ノ始末ヲ始メトシテ越藩へ旅館貸与ノ議論ヨリ、蝦夷物産会社設立ノ事ニ至ルマテ、縷々陳述シテ出羽守ヲシテ速ニ其趣ヲ復命セシム。三条公大ニ中務ノ精誠ヲ歎セラレタリト云フ。然ルニ世人、中務ハ朝敵ノ名アル春嶽ニ通ジ、西本願寺ヲ以テ其旅館トナシタルハ、中務素志反覆ノ所置ナリトノ嫌疑ニ原因シ、文久三年八月十二日夜初更、暴漢、中務ノ宅ニ闖入シテ中務ヲ斬殺シ、其首ヲ提ケ去テ、三条大橋ノ下ニ梟示ス。^②

二 史料解題

「松井中務贈位ニ付内申控」(史料1)によると、松井の贈位が申請されたのは、明治三十一年(一八九八)のことであつた。松井に正五位が追贈されたのは、明治三十六年(一九〇三)であつたから、その五年前に贈位の申請が行われていたことになる。前述したように松井の贈位に関しては、三宮義胤がその顕彰に尽力したといわれている。三宮義胤は、浄土真宗本願寺派正源寺(滋賀県大津市真野)の長男であつたが、早くから尊王攘夷の志を抱き、寺職を弟に譲り、京都において勤王活動に奔走していた。この時、本山の嫌疑を受けて、六条の太鼓番屋に抑留されていたことがあり、松井中務によつて救出されたという。これ以降、松井との交遊が深かった。その後、義胤は、岩倉具視(一八二五〜一八八三)に接

近して王政復古運動に協力し、戊辰戦争に際しては仁和寺宮嘉彰親王(一八四六〜一九〇三)の小軍監となつて北越を経て奥羽へ転戦する等し、明治二十九年(一八九六)には男爵位を与えられている。また明治十六年(一八八三)には、宮内省の式部官となり、その後、累進して式部長となつた。義胤がこのような地位にあつたことは、宮内省に対して、松井中務の贈位を申請する際に有利に働いたものと思われる。

「附其ノ履歴書」(史料2)には、とくに勤王的な観点から、松井中務の本山家臣としての実績が記されている。当史料によると、松井は幕末の時事問題に対して本願寺がいかに対応すべきかについて、度々、本山に建議していたことがわかる。嘉永六年(一八五三)米艦が浦賀に来航し、攘夷・開国の議論が盛んになると、本山に建白書を呈し、朝議が攘夷に決せば、本願寺は尊王攘夷に尽力すべきであり、今日よりその準備として、全国に使僧を派遣して勤王の大義を説き、門末一般の志氣を高めることが必要であると訴えた。また蝦夷地は我國の北門の鎖鑰であるから、箱館に本宗の寺院を建て、王法為本の宗旨を説いて現地の民衆を教化すべきことや、国家の急務に備えて本山境内に演武場を作り、家臣や僧侶らに劍銃弓槍を練習させること等を建議している。これらの建議は直ちには実現しなかったが、後に実行に移されることとなった。すなわち安政四年(一八五七)幕府が蝦夷地の開教を公許すると、松井は開墾御用係となり、

本山家臣の橋本伊右衛門や野村藤三郎らを蝦夷地に派遣して開教や寺院建立等に従事させた。その後、箱館に本願寺の別院が設置されたのは、松井の建議に基づくものであったという。文久年間には、本山境内に演武場が建設され、武術の講習が行われたが、これも松井の建議によって実現したものであった。

また松井は本山の使者として諸藩に出向き、藩の重役たちと折衝するところがあった。万延元年（一八六〇）毛利敬親（一八一九～一八七二）が中将に昇進した際、松井は本山の慶賀使として長州藩へ向かい、宍戸左馬之助（一八〇四～一八六四）や周布政之助（一八二三～一八六四）らと面談している。これ以降、松井は宍戸等の長州藩士たちと親しく交流し、密かに時事を議論していたようである。時勢が愈々切迫し始めた文久三年（一八六三）には、銃砲等の購入資金を集めるため、松井は越前国に出張して門末の義捐を勧誘したが、この時、福井藩の家老と折衝し、その援助を受けることとなった。その直後、福井藩主の松平春嶽（一八二八～一八九〇）は京都守護を命じられて上洛し、旅宿を本願寺境内に置きたいと要求したため、本山内では議論が起こった。春嶽は朝敵であるから、その要求を拒否すべきとの意見もあったが、京都守護は勤王の務めであるから要求を拒否すべきではないと松井が意見したことから、本山は春嶽の要求を受け入れることになった。この一件によって、松井は春嶽と通じ、開国を唱える者との嫌疑をかけられ、終

には暗殺されることになる。文久三年（一八六三）八月十二日、七人八人の覆面浪士が松井宅を襲撃し、松井を斬殺して、その首を持ち去った。松井の首は、翌朝、三条大橋の下に梟示されていたという。

ところで、松井中務の勤王事績を記した「附其ノ履歴書」（史料 2）は、誰によって作成されたものだろうか。この点について少し考えてみたい。おそらく男爵位にあった三宮義胤が直接作成したわけではなく、誰かにその作成を依頼したものと思われる。前述したように、松井中務の贈位申請は、明治三十一年（一八九八）に行われたが、その一年前にあたる明治三十年（一八九七）に、前田慧雲は「松井中務の事」（『三寶叢誌』第一五八号）という小論を発表している。その冒頭で慧雲は、「此頃或人少し事故ありて中務の勤王に関する事項の取調に従事せり。」⁽³⁾と言及しており、その内容は、本稿で紹介した「附其ノ履歴書」と非常に類似している。また松井中務に関する先行研究は管見の限り、前田慧雲より以前にはないことから、筆者は、「附其ノ履歴書」を作成したのは前田慧雲ではないかと推察する。

おわりに

松井中務が本願寺家臣として果たした役割は多岐に及んでおり、幕末の教団の動向に多大な影響を与えたと考えられる。松井中務の本山家臣としての役職は「用人」

であった。本稿で紹介した史料には、松井が本山からの使者として長州藩や福井藩へ出張し、藩の要職たちと折衝していたことが記されており、その職務は、江戸時代における諸藩の用人職と同じように、主君の用向きを伝達し、相手方と折衝して庶務を司ることが主な役目であったと推察される。『本願寺秘史続編』には、松井中務について、「今の教学と庶務を担当せしものの如く、能吏の風が窺われぬでもない」と記されており、松井は本山の庶務や教学関連の仕事に従事していたようである。それゆえ教団教学の動向に対しても何らかの影響力を持っていたと考えられる。松井が本山へ呈した建白書には、本願寺の勤王に関する主張とともに「本宗ハ王法為本ノ宗旨」であることが強調されていたが、幕末期の教団教学はまさにこのような方向へと突き進んでいくこととなる。近世においては、学林や末寺僧侶からの教学に関する建議は、本山家臣によって採択がなされていたこと等を考慮すると、教団教学の方向性に松井中務のような家臣がどのように関わっていたのかを解明することは今後の課題でもある。また幕末期に活躍した勤王僧の超然は、松井中務と親しかつたといわれており、超然が月性を広如宗主に推挙した際も、彼らの活動に便宜を図っていたのは松井であった。松井と勤王僧たちがどのように関わっていたのかについても、今後の研究の中で明らかにしていきたいと考える。

註

(1) 前田慧雲「松井中務の事」(『三寶叢誌』第一五八号、令知会、一八九七年)、仏教大学編『仏教大辞彙』(富山房、一九一四年)、護持会財団編『模臆餘芳』(護持会財団、一九二七年)、上原芳太郎編『本願寺秘史』(有光社、一九三五年)、上原芳太郎編『本願寺秘史続編』(信義会、一九四一年)、井上哲雄『真宗本派学僧逸伝』(永田文昌堂、一九七九年)等。

(2) 漢字は新字体に改めたが、一部旧字体を残した場合もある。句読点は筆者が付した。

(3) 前田慧雲、註1の前掲書。

(4) 上原芳太郎編『本願寺秘史続編』(前掲)。

(前本願寺史料研究所研究生・龍谷大学文学部非常勤講師)

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

近現代における本願寺寺務簿冊

「府下宇治郡山科村大字上花山

字旭山火葬場、外一」について(下)

左右田昌幸

内容解題

以下、史料の内容的な面に目を向けてみよう。

前稿で、昭和六年段階で京都市議会において竹内嘉作議員が、花山火葬場を東山の発展を阻害する「迷惑施設」

とし、京都市による買収にあたつて「経営方針」やアクセス道路の状況、さらに煙や臭気・残廃処理問題について質問に立ったということを、八木澤壮一・浅香勝輔氏の研究(『火葬場』昭和五十八年、大明堂。以下、『火葬場』と略す)が明らかにしていることを補足報告した。しかも竹内議員の花山火葬場反対活動は、昭和六年時点ですでに「十年」に及ぶ運動であつたという。

簿冊内容目録の番号 11・16・17 によれば、確かに大正六年暮れ頃には花山火葬場の老朽化が、京都府議会でも問題になつていた。花山火葬場管理者は、大正八年二月四日付で京都府警察部より花山火葬場の経営方法について協議のため出頭を依頼される(番号 17)。同月七日に宮田八尾蔵が京都府警察部衛生課に出頭し、衛生課長松王数雄・保安課警部藤田弥助の両名と協議した内容を報告する(番号 16)。これによれば、大正六年十二月二十四日の京都府議会で、火葬場の臭気問題や立地・灰捨場の状況などが問題になり、花山火葬場の「撤去」が可決された。しかし報告書から読み取れるニュアンスからすれば、京都市の人口がいずれ百万人に達することが予想される状況の中で、行政の立場として花山火葬場が老朽化し、管理・運営上で諸種の問題が生まれていたとしても、そう単純に「撤去」できるはずもなかった。たとえば、『京都市衛生年報(大正十三年)』は、「市内ニ在ル火葬場ハ上京区第三十五学区衣笠蓮華谷町ニ設置セル市設蓮華谷火葬場一箇所ノミナルモ、洛東山科村字花山ニ

東西本願寺経営ノ花山火葬場アリ、本市及附近町村ノ火葬ノ多クハ此ノ両火葬場ニ於テ処理セラル」(市設火葬場ニ於テ焼屍スル員数ハ本市火葬総数ノ三一・三%ニ過ギズ、其ノ他ノ多クハ花山火葬場ニ於テ処理シタルモノト見ルヲ得ベシ)と記している。このような状況であれば、京都府議会がいくら「撤去」を可決したといつても、自前の代替地の開発や施設の建設が視野に入つていなければ現実性をもっていなかったはずである。むしろ協議は全面的な改築を前提におこなわれたと考えるのが合理的であろう。その時に府議会における「撤去」の可決は、両本願寺に対する圧力として機能したと考えられる。

報告書では、撤去ではなく改築という方向性を打ち出す理由付けとして「現在火葬場設置ノ際ハ、知事ヨリ種々交渉シタル理由モアリ」と記していることが注目される。「知事ヨリ種々交渉」とは、花山火葬場設置に際して、両本願寺側が行政側と交渉したという意味ではなく、知事側から両本願寺に対して火葬場建築を要請したという意味であろう。近世以来の七条火屋や狐塚の火屋は、近代に入つて役割を終える。その後、葬送方法としての火葬は、ことに明治初期のコレラの流行による公衆衛生面での社会防衛という側面の比重が高まり、近代的な火葬場施設の必要性が認識されるようになる。そのような状況を背景に、行政側が両本願寺に火葬場建設を要請し、要請を受けた両本願寺においても、近世では火葬を主な葬送方法として伝統化してきており、京都や京都周

辺の門徒の火葬施設を必要としていたという点で、両者の意向が一致し建設につながったのであろう。

番号29に記される花山火葬場の沿革にも同様に、「當時ノ状勢ハ此博愛的事業ニ対スル適當ナル經營者ヲ得サリシ為メ、當時ノ府知事ハ之レヲ兩本願寺ニ經營セシムルノ可ナルヲ認メラレ、兩派ニ勸説セラル、所アリタル結果、兩派ハ之レヲ諾シ」という記述がある。番号29は別の箇所で「当初ノ建築費額ハ關係書類残存セサルニ付判明セス」とも記しているので、大正十年段階で創設当初の花山火葬場関係の書類は信義会や本願寺内でも所在が不明になっていたことが判るので、京都府知事が両本願寺に「勸説」した具体的な内容や理由を知ることではできない。しかし、当時の行政にすれば、京都や周辺の真宗門徒の葬送が火葬を主体としているという伝統は、公衆衛生面での社会防衛という意味を持った火葬場を、真宗教団に経営させるのに都合であると認識するのに十分な実態を持っていたのであろう。行政側に明確な政治的意図がなかったとしても、行政側に「火葬場経営は真宗教団に」と発想させる火葬の伝統を真宗教団は「宗風」（本願寺蔵『諸事被仰出申渡帳』寛政三年二月二十三日条）として持っていたということである。

少し目を転じ見よう。『火葬場』が明らかにしたように花山火葬場に対する「迷惑施設」としての認識は、大正後期には京都府・京都市の議会で政治問題化していた。本願寺は大正七年八月六日付で京都府警察部に、明

治三十六年以来、大正七年七月までの火葬場改築とその工事費額を報告する（番号11）。これを見ても、急速高温加熱・急速冷却を繰り返す火葬爐が、いかに技術的に維持が難しく、度重なる修覆が必要であったかが素人ながら分る。そのような状況で、大正六年暮れ頃から花山火葬場の老朽化が、単なる応急措置の修覆ではカバーできなくなるほど進み、その進行に併せて「迷惑施設」としての認識がより明確になり、政治問題として浮上していったのであろう。ただし、「迷惑施設」としての火葬場という点では前稿に記したように、建設以前に花火によつて煙の流れを調査するなど環境調査がなされたり、京都と山科間の東山の山中に建設されたということそのことが、すでに火葬場が「迷惑施設」として認識されていたことを示している。

しかし、では火葬場の位置の問題として考えた場合、大正後期の時点で別の場所に行政によつて火葬場が新設される可能性は考えられたのであろうか。花山火葬場は、立地条件としてアクセス道路が急峻で物資の輸送経費が膨大となる欠点を抱えていた（番号11）。しかし、環境上の位置的には番号11が「一、新設當時ヨリノ経営状態」で非常に冷静に合理的に記述するように、市街地と近距離であるにも関わらず東山によつて市街地とは隔絶しており、臭気・焼煙問題も問題なく、公衆衛生・風致的には「他ニ比類ナキ優秀ナル地形」であった。老朽化あるいは東山の観光地化によつて臭気問題や火葬場が「見え

「ことが問題になったとしても、施設の近代化と周辺整備によってカバーできることであり、花山火葬場の立地条件の「優秀」性があつたればこそ、この後、京都市による有償買取ということにも展開していったと考えられる。

ところで番号 29 には、筆者には少し気になる記述がある。先に引用した「当時ノ状勢ハ此博愛的事業」という表現である。もちろんこれは花山火葬場創建当時の本願寺の認識を示しているのではなく、大正十一年暮れ段階における信義会の認識である。しかも、この時、信義会には火葬場の改築を行政から迫られているというプレッシャーがかかっていた。さらに前記したように花山火葬場が「迷惑施設」と認識されるなかで、創建以来、真宗門徒に限定することなく京都市民や周辺町村の住民の火葬を実施して来たのであり、社会的な貢献度は大きいという自負の表現でもあるだろう。しかし、そうであるにしても火葬場の運営という行為が、この時点の信義会にとって「博愛的事業」であるとはどのような意識を反映していたのだろうか。信義会自身も「迷惑施設」との認識を何ほどかは共有していればこそその「此博愛的事業」という表現であつた可能性はなかつたのであろうか。

簿冊に合綴される寺務文書の第二のヤマは、昭和六年の京都市への有償譲渡に関する文書であるが、譲渡に至るまでの時期で興味深い文書が存在する。番号 27 である。番号 19 の大正八年二月七日京都府警察部衛生課との話し

合い報告では、改築の起工日までが話題に挙がつていたことを推測させる。それ以降の番号 20・21 などを見ると、改築工事費用の問題も本願寺と信義会で話がつき、設計も元兵庫県庁衛生課技師の葉若雄次が図面（前稿で青焼の一部を紹介した）を引き、施工の総監督となることなどが決定していたように読める。しかし、すぐにでも全面的な改築工事に着工されるかと思いきや、大正九年九月に至って（番号 27）、「火葬場ノ改築ハ暫時御猶予」と行政に申告される。信義会の言い分は、薪使用の火葬爐は将来的に時代遅れとなるのではという危惧、電気工業の発達速度を考えると近年、稼働を始めたという電気火葬爐が恒久的で有望ではないかという希望が見えるなかで、薪使用の火葬爐である葉若式火葬爐建設に「即今直チニ着手スルコトハ甚不利ナル場合ニ立至レルコトヲ認メ候」ということであつた。本音のところはどの辺りにあつたのであろうか。「火葬場ノ改築ハ暫時御猶予ヲ仰キ、近ク電気火葬経営ノ見込相立チ候上、相当設計ヲ立テ御認可相受候事ト致度」という表現を素直に受け取ると、着工を一時延期してでも、電気火葬爐によつて建設以降の保守・営繕費用などのランニングコストをなんとか抑えたいという思いであつたのだろう。しかし、前稿で推定したように、結局、電気火葬爐は採用されず、大正十一年に薪を使用する葉若式の火葬爐に改築された。少し不可解なのは、この簿冊に大正十一年の葉若式火葬爐への改築についての具体的な寺務文書がまったく綴ら

れていないことである。先に推定した簿冊の成立事情からすれば、そうであっても問題はないのだが、当該期の『教海一瀾』をくつても花山火葬場改築が報道されていないことも少し気にかかる。

さて本簿冊の後半部分の中心となるのが、昭和六年における京都市への有償譲渡関係の寺務文書であるが、前稿で経緯の概略をトレースしたので、ここでは詳しくは採り上げない。譲渡によって運営・管理から基本的な手を引くことになる信義会と花山火葬場との関係についてに焦点を絞りたい。

花山火葬場は、昭和六年三月四日に京都市へ有償譲渡されたあと、葉若式火葬爐は取り壊され、新たに重油を使用する日新式の火葬爐が昭和七年十一月に竣工する。

このような流れのなかで、火葬場の運営・管理から撤退することになるはずの信義会の中では、信義会の「基本金分配」論がささやかれ(番号40)、ごくしやくした状況も生まれたようである。しかし、信義会には、花山火葬場に建築された本願寺特別火葬爐の管理という役割が維持されていた。この本願寺特別火葬爐の建設には、京都市への売却代金の一部(一万二千円)が宛てられた。

この後、譲渡契約内容に含まれているとはいえ、京都市の施設の中に信義会が維持・管理する本願寺特別火葬爐が存在するという、行政的にはある意味で捻れた状態が存続することになる。この状況は昭和九年二月に、京都市側からの依頼に基づき特別火葬爐が京都市に寄付さ

れる(番号46・47)ことによって一応、解消する。しかし、それ以後の段階でも信義会は、本願寺特別火葬爐の鍵を所有するとともに、維持・管理に関係していたようである(番号51・55)。その後、信義会は昭和十三年四月に特別火葬爐の鍵を京都市に渡すとともに、実質的な維持・管理から手を引くこととなった(同前)。しかし、信義会は、本願寺特別火葬爐へのアクセス通路や周辺の清掃・草取りなどは継続し(番号53・54)、明如宗主への恩義に酬い続ける。

以下、内容的に興味深い寺務文書を選択し、解説を提示する。ただし、スペースの関係で、前稿や『火葬場』の記述と重複する内容の文書は除外した。なお、本稿の(上)で翻刻予定の史料を提示したが、スペースの都合で若干の変更が発生した。

文書解説翻刻

11) 花山火葬場改築修繕等調査につき届出立案

一) 火葬場調査依頼書

衛第七七三七号

大正七年八月六日

京都府警察部(印)

本派本願寺御中

火葬場ノ件

必要有之候ニ付花山火葬場建設以来、之力改築修繕等ヲ為シタル工事施行年月及工費額、各別ニ取調至急届出相

成度候也

三) 改築修繕費等取調書

自明治三十六年十月至大正七年六月

花山火葬場改築及修繕等工費取調書

一金七阡〇〇九円九拾九錢五厘

内訳

施工年月	工費額	施工箇所
明治三十六年十一月	金百貳拾九円五拾錢	焼屍竈九ヶ所修繕
同 三十七年 六月	同百貳拾貳円六拾八錢	同扉焚口其他修繕
同 三十八年 七月	同九拾四円六拾錢	火屋烟出シ大破修繕
同 三十八年 一月	同九拾八円七拾錢	焼屍竈修繕
同 三十九年 六月	同拾五円拾五錢	事務所小修繕及畳表替
同 三十九年 二月	金百〇九円拾五錢	式場火屋等屋根瓦修理及天井破損等
同 四十年 八月	同百拾四円貳拾錢	竈処々小修繕
同 四十年 二月	同四拾五円九拾錢	焼夫用小屋新築
同 四十年 三月	同参百八拾参円九拾錢	上中等竈大修繕
同 四十年 同	同四拾五円五拾錢	焼屍用器具修繕新調
同 四十年 八月	同四拾参円〇五錢	式場入口戸及窓障子新調
同 四十一年 四月	同貳百拾円参拾錢	焼屍竈修繕
同 四十二年 五月	同四拾七円也	火屋竈及窓具其他修繕
同 四十三年 九月	同拾八円七拾四錢	焼夫部屋板囲修繕
同 四十三年 十一月	同九拾八円八拾貳錢	道路修繕

同 四十四年十二月 同参拾円

竈小修繕

同 四十五年 八月 同五円貳拾六錢五厘

井戸屋根修繕

同 十二月 同貳百五拾壹円四拾錢

竈改造及修繕其他

大正二年 二月 同貳百貳拾九円八拾錢

薪炭小屋新築

同 六月 同拾壹円六拾五錢

事務所井戸及石垣

同 八月 同九円六拾四錢

小修繕

同 十二月 同八拾壹円六拾壹錢

事務所及茶所共置

同 大正三年 五月 同五拾四円六拾錢

同 大正四年 五月 同貳百七拾八円五拾壹錢

表替其他諸修繕

同 大正四年 九月 同八拾六円貳拾錢

竈屏及金物修繕

同 大正四年 十一月 金拾五円也

焼屍竈修繕

同 大正四年 七月 同参貳百八拾五円八拾四錢

道路修繕

同 同 五年 十二月 同参百六拾四円参拾四錢

焼夫部屋改築

同 同 六年 五月 同百拾六円六拾五錢

事務所茶所

同 同 六年 九月 同八拾八円五拾六錢

焼夫部屋改築

同 同 六年 十二月 同四拾九円拾四錢

大正七年 四月 同百四拾八円拾錢

同 同 六年 六月 同参百貳拾六円五拾錢

火屋天井全部修繕

同 同 六年 十二月 同四拾九円拾四錢

入口生垣及式場

同 同 六年 四月 同百四拾八円拾錢

焼屍竈及烟道修繕

同 同 六年 六月 同参百貳拾六円五拾錢

火屋天井全部修繕

同 同 六年 十二月 同四拾九円拾四錢

入口生垣及式場

同 同 六年 四月 同百四拾八円拾錢

焼屍竈及烟道修繕

同 同 六年 六月 同参百貳拾六円五拾錢

火屋天井全部修繕

同 同 六年 十二月 同四拾九円拾四錢

入口生垣及式場

同 同 六年 四月 同百四拾八円拾錢

焼屍竈及烟道修繕

同 同 六年 六月 同参百貳拾六円五拾錢

火屋天井全部修繕

16) 火葬場臭気問題報告書

報告書

東山花山火葬場ノ件ニ付、大正八年二月七日別帛京都府警察部ヨリノ通知ニ依リ、同部衛生課へ出頭シタルニ同課長ノ意見トシテ陳述セラレタル要領、大略左ノ如シ

一火葬場臭気問題ニ付テハ予テ注意中ノ処、大正六年十二月二十四日京都府会ニ於テ全会一致ヲ以テ撤去ヲ可決セラレタルモノナリ、故ニ其後参事会へ対シテハ取締方法ニ付キ研究中ナリト云フ回答ニテ、日時ヲ遷延シタルモ、今回当部員同地へ出張実地ニ就キ調査スルニ、其不可ナル一例ヲ挙グレバ、豊国廟ヨリハ目前ニ一見セラル、場所ニテ甚ダ面白カラズ、然レトモ府会ニ提出セラレタル理由書ノ事実トハ、符号セザル点モ有之、兎モアレ現在火葬場設置ノ際ハ、知事ヨリ種々交渉シタル理由モアリ、又其当時ハ京都市ニテハ漸ク三十万余口ノ時代ナリシモ、現在ニテハ已ニ其倍額モアリ、最早数年ヲ経ズシテ百万以上ヲ有スル大都市トナルモノナリ、故ニ現在ノ設備ニテハ不完全ナルコト勿論ナリ、不取敢此際左記各項実施セラレンコトヲ希望スト

一櫃ヲ竈へ送ル構造ヲ改造スルコト

一烟道ヲ二重烟道トシテ烟突ヲ大ニシ、無烟無臭トスルコト

一瞰見ヲ設クルコト

一灰捨場ヲ改造スルコト

一火葬場ノ西方ニハ樹木ヲ植へ、豊国廟ヨリ一見シテ其何物タルヲ見解シ難キ様樹葉ヲ以、掩フ設備ヲナスコト

ト

追テ

無烟無臭ノ竈ヲ築造スルニハ元兵庫県技師タリシ葉若雄次ノ發明セル葉若式焼却竈ニ改造スレバ充分ナリ、若シ同氏へ設計セシメントナラバ当部ヨリモ便宜交渉致ストノ事ニ有之候

○参考

火葬場撤去提出案者江羅直三郎、外二名ニシテ、外ニ賛成者十五名アリ

提出理由ノ内容大略左ノ如シ

一陛下御参陵ノ際、若シ東風ノ場合ハ恐レ多キ次第有之ヤモ難計ト云フ次第モアリ

一高倉御陵其他一二ノ御陵へ距離近キニ失スル点アリ

一内外東山遊覧者二臭氣ノ為メ不安ノ念ヲ生ゼシムルコトナキ様セラレタシト

右報告候也

大正八年二月八日

宮田八百藏(印)

執行御中

19) 火葬場管理者信義会理事長芳野国一報告書

報告書

大正八年二月七日日本府衛生課ヨリ本山ヲ経而照会有之ニ付、下命ニヨリ出頭セシ顛末左記ノ通報告ニ及候間、可然御指示仰キ度、此段具申仕候也

大正八年二月

本派本願寺火葬場管理者

信義会理事長芳野国一(印)

本山執行御中

左記

二月七日午后一時府庁衛生課へ出頭ス、松王課長及藤田警部ノ両氏ヨリ左記各項口達アリ

一当本山火葬場建設ハ今ヲ去ル四十余年、則明治九年頃ノ設立ニシテ、就中焼屍竈ノ如キ構造ハ不完全旧式モ甚タシク、目下ノ状況ニ鑑カミレバ時勢ノ進運ト俱ニ此際在来ノ建造物ヲ撤棄シ、是非改造ヲ命スルノ必要ヲ認メタルナリ、且衛生上ニ於テモ寧ろ等閑ニ付ス能ハズ、依テ今回両派協同一致ヲ以テ是非改造ノ上、完全ナル処置ヲナシ、地方民亦外人ニ対シテモ安全ニ火葬ヲ希望スル様切ニ懇談スト云フニアリ

一前項ニ依リ改築工事設計方法等ニ付技師ノ必要アラバ、府ニ於テモ充分便宜ノ取扱スベクトノコトナリ
一起工月日確定ノ上ハ速ニ府庁へ報告アリタシ

右

20) 火葬場改築費用下付の件立案

火葬場改築之件

花山火葬場ハ予テ報告ノ通、京都府ヨリノ注意ニ依リ、此際改築ヲ要シ候ニ付テハ、前以テ信義会へ交渉致置候処、調査ノ結果大略ノ工費予算貳万余円ヲ要スル様同会ヨリ申来、然ルニ其工費ノ出所ニ付テハ本山ヨリ金貳万円御下付相成度義申来候ニ付、更ニ同会へ

第一工費金全部ヲ貴会ニ於テ負担(本山専用ノ分ハ本

山ヨリ支出)シ純益中ヨリ毎年壹万円ツ、ヲ本山へ上納スルコト

第二全部工費ヲ本山ニテ負担シ、純益金ノ六分ヲ信義会へ交付スルコト

右二条件ノ許ニ交渉セシニ更ニ信義会ヨリハ左ノ通り回答アリ

一工費ハ全部信義会ニ於テ負担ス、付テハ各旧臣中種々ノ境遇ニアルヲ以テ、一時ニ二万余円ヲ支出スルハ不可能ナリ、故ニ約一万円ニ対スル担保物件ヲ拝借スルカ、又ハ無利子ニテ十ケ年間□済ニテ借用致度義申来候候ニ付テハ更ニ信義会へ宛テ左案ノ通申入ノ方ニ奉伺

案

予テ出願相成候、花山火葬場改築ノ件ニ付テハ更ニ本山ヨリ一万円無利子貸与ノ件出願相成候へ共、右ハ御採用難相成候間、左様御了承相成度、尤モ前回本山直営ノ場合ハ利益ノ六分御下付ノ義申入候処、壹千五百円ニ確定下附ノコトニ可致候条、右ニ依リ更ニ御協議相成度、此段申入候也

月日

部名

信義会

理事長宛

21) 火葬場改築につき請願

火葬場改築ニ付請願

本年二月十九日付御報告申上置候通、京都府庁衛生課長

松王数男及保安課警部藤田弥助両氏ヨリ花山火葬場改築ニ関シ懇談有之候ニ付テハ、其当時御本利用係宮田八百藏氏特派ノ儀ニ付、詳細御承知ノ如ク管理者ニ於テモ改築ノ必要ヲ認メ、種々協議ヲ重ネ、別紙ノ通工事設計概算書ヲ作製ノ上提出仕候条、特別ノ御詮議ヲ以テ改築工事費ノ内へ金貳万円御下付被成下度、此段奉願候也

大正八年三月二十日

旧臣信義会理事長 芳野国一 (印)

同 理事 安田時秀 (印)

同 理事 前田彦明 (印)

執行長今里游玄殿

二 設計理由書

設計理由

一、管理者ニ於テハ其筋ノ懇談以来東奔西馳、名古屋、大津、大阪、神戸等ニ於ケル各火葬場ノ設備ニ就テ実地ヲ検分セシモ何レノ場所モ本願寺経営ノ如キ旧式ノ焼屍竈ヲ認メス

二、改築設計ニ就テハ管理者ハ信義会員中委員数名ヲ選定シ審査スル所アリシガ、将来ヲ考慮スルニ京都府庁衛生課長ガ特ニ指定セル北海道、朝鮮等、日本全国ニ渉ル各火葬場ノ工事ニ精通セル元兵庫県庁衛生課技師葉若雄次ニ対シ、其設計及工事ノ総監督ヲ依托スヘキ必要ヲ認メタリ

三、葉若技師ハ目下神戸市 (拾五万円ノ予算) 及下関市 (五万円ノ予算) ノ経営ニ係ル火葬場新築ノ設計中ニ

付、其終了後ニ於テ本願寺火葬場ニ係ル具体的設計書ノ作製ヲ承諾シタリ、同技師設計概算トシテハ約參万円ヲ計上セリ

四、改築問題ハ府会イ於テ撤退議決ニ基因シ、其筋ノ厚意ニ依ルモノナレバ等閑ニ付ス可カラザルハ勿論、工事着手ノ届出ヲ為スヘキ緊急ノ性質ヲ有スルヲ以テ、本会理事安田時秀ハ建築技師タルヲ幸ヒ神戸市ナル葉若技師ニ面談シ、改築ニ関シ慎重熟議ノ結果、可及的節約ヲ旨トシテ別紙ノ如キ改築設計概算ヲ作製シタリ

五、安田技師ハ葉若技師ト熟議考慮ヲ為シ、極力冗費ヲ省キタル為、概算ニ於テハ金貳万壱千五百五拾六円ヲ計上セリ、元來本願寺火葬場ハ明治九年三月ノ創立ニ係リ、爾來數回応急修理ヲ加ヘタルモ、其基礎ノ旧式ナルヲ以テ現存セル煉瓦其他ノ用材ハ一トシテ使用シ得ヘキモノナシ、之ヲ強キテ用ユルトキハ數ヶ月ヲ出ズシテ更ニ修理ヲ加フルノ不幸ヲ見ルニ至ルハ勿論、葉若式焼屍竈トシテハ加用スヘキ所ナシ、故ニ今回ノ改築ハ新ニ造築ト毫モ變化ナキ所以ナリ

六、本願寺火葬場ノ如キ旧態ヲ以テ今日ニ至リシハ、実ニ其筋ノ寛大ナル処置ニシテ、各地方ノ焼屍竈ニ比スルトキハ既ニ衛生上ヨリスルモ撤退、又ハ廃止ノ命令ヲ受クル筈ナリ

七、本願寺火葬場ハ去ル明治三十六年十月ヲ以テ明如宗主ノ御形見トシテ、御本利ヨリ本会ニ対シ管理ヲ命セラレ、爾來尅百五十二近キ会員ハ春秋兩季ノ法筵ニ会

合シテ、其純益配当ノ恩恵ニ浴シ、常ニ旧主ノ仁慈ニ感泣シテ法義相續ヲ為シツ、アリ、然ルニ今回ノ改築ニ際シ時機ヲ失シ緩急其度ヲ愆ルニ至ラハ旧主ニ対シ旧臣下トシテ実ニ恐懼ニ堪エス、茲ニ於テ幸ナル哉、旧主十七回ノ御忌ヲ迎ヘ奉ルヲ記念トシテ、本会ニ於テモ諸経費中冗費ヲ省キ時ニ配当ヲ減シ、又当分配当ヲ廃止スルモ旧主鴻恩ノ万分一二奉答スル為、完全ナル改築ヲ期セリ

八、工事ニ対スル万般ノ準備ヲ企図セントスルモ、之カ先決問題タルハ経費ノ出所ニアリ、故ニ概算書ニヨリ改築費ノ内へ金貳万円御下附金ヲ請フ所以ナリ

九、昨冬金六百有余円ヲ投シ焼屍竈ニ大修繕ヲ加ヘ日尚浅ク、然ルニ今回府当局者ヨリ時勢ノ進歩ニ伴ヒ改築ノ必要ヲ認ムルヲ以テ、是非改築ノ断行ヲ命セラレタリ、故ニ其命ニ依リ之カ決行ヲ為サントスルノ必要ヲ認メタリ

備考

葉若技師ノ改築上ニ関スル意見ヲ左ニ参考トシテ具陳ス

今回ノ改築ニ際シテハ経費其他ノ関係上大谷派ト合同シ、現位置ニ一大火葬場ヲ設立シ、大規模ノ焼屍竈ヲ設置スルトキハ、其数ニ於テモ從來ニ比シ、ヨリ以上増スノミナラス、焼屍スル人員ニ対シテモ、遺憾ナク執行シ得ヘキヲ以テ、共同改築シテハ如何トノ説アリシヲ以テ備考トシテ具陳ス

二) 花山火葬場焼屍竈改築設計工費概算調書

花山火葬場焼屍竈改築設計工費予算調書

一 総工費金貳万壱千五百五拾六円也

内訳

金貳千七百七拾六円也 御本山専用特別竈壱ヶ所

但、焼屍場内正面中央ノ位置ニ築立、内部幅六尺、奥行九尺、高六尺位ニシテ、周圍総体耐火煉化石ヲ使用、壱尺以上高段ニ設置シ、外部ハ普通上等煉化石ヲ以テ積立、地中烟道ノ葉若式構造ニシテ、前面破風造、入口鐵製扉両開キ、金色御紋章ヲ付シ、船形錠飾ニ致シ、石段式級ヲ設ケ、中扉及焚口トモ総テ鐵製入念堅牢ニシテ裝飾等充分叮嚀立派ニ竣成ヲナス

金壱千八百九拾四円也 壱等竈貳ヶ所

壱ヶ所ノ代金九百四拾七円也

但、正面左右(御本山専用ノ両脇) 壱等竈貳ヶ所築立、内部大サ寢棺用寸尺ニシテ、周圍耐火煉瓦石ヲ使用シ、地中烟道ノ葉若式構造、外部前同断、全面鐵扉両開キ錠飾リ相当裝飾ヲナス

金貳千八百八拾円也 貳等竈四ヶ所

壱ヶ所ノ代金七百七拾六円也

但、東西両側(前記壱等竈ノ後部ニ継続) 貳等竈四ヶ所、片側貳ヶ所宛築立、内部大サ座棺寸尺ニシテ、周圍耐火煉瓦石ヲ使用シ、地中烟道ノ葉若式構造、外部其他前同断、前面鐵扉両開キ錠飾ニシテ相当装

飾ヲナス

金四千九百六拾円也 参等竈八ヶ所

老ヶ所ノ代金六百貳拾円也

但、東西両側（前記式等竈ニ繼續）参等竈八ヶ所ニシテ、片側四ヶ所宛築立、内部座棺用尺寸ニシテ、周圍耐火煉瓦石ヲ使用シ、地中烟道葉若式構造、前面鐵扉両開キ錠飾ヲナス

金老千九百四拾円也 兒童用竈四ヶ所

老ヶ所ノ代金四百八拾五円也

但、東西両側（前記参等竈ニ繼續）兒童用竈参等用、片側式ヶ所宛ニシテ、内部大サ幅老尺六寸、奥行式尺、高式尺ノ小形ニシテ、耐火煉瓦石ヲ使用シ、外部前面等前同斷鐵扉片開キ錠飾リヲナス

金貳千五百五拾円也 烟筒及烟道

但、焼屍竈各設置場ヨリ参間余ノ間隔ニ地中烟道及烟筒等高六拾尺、大サ平均八尺方ニ並形煉瓦石ヲ以テ積立トモ拵方総テ葉若式トス

金貳百五拾円也

但、現在焼屍竈及烟筒覆建物、其他取崩費

金四千五拾六円也 建物改築七拾八坪

老坪ノ代金五拾貳円也

但、焼屍竈改造ニ付覆建物（^{制庄}長拾参間巾六間）、此建坪七拾八坪改築建増トモ、現在建物ノ材料ヲ再使用シ、不足ノ分ハ新材料ヲ入足シ堅牢ニ改築ヲナス

金八百五拾円也

但、焼屍竈工造烟道烟筒及建物等改築設計絵図面、其他工事監督諸雜費

右ハ葉若技師ニ就テ充分協議ノ後、予算致候也

大正八年三月十八日

安田時秀（印）

27) 花山火葬場管理者申告書立案

一) 申告書

申告書

客年三月花山火葬場改築ノ件、京都府庁ノ内示ヲ受ケ候、以来各種ノ調査ヲ遂ケ、其实行ニ関シ屢次申告并請願ニ及候次第モ有之候処、最近ニ至リ該工事ハ別紙（府衛生課長宛ノ書面）記載ノ通、即今直チニ着手スルコトハ甚不利ナル場合ニ立至レルコトヲ認メ候ニ付、大谷派管理者ト協商ノ末、電気火葬経営ノ見込相立チ候迄、一時改築延期ノ件、別紙謄本ノ通京都府衛生課長宛陳情書ヲ提出致候処、其結果同課長ノ招致ニ応シ、客月廿四日府ニ登庁シテ、同課長ニ会見シ、右書面ノ旨趣ヲ敷衍シ、該工事ハ其着手以前ニ於テ更ニ厳密ナル審定ニ基ク考量ヲ要スル所以ヲ説明致候処、之ニ対シ同課長ハ府ニ於テモ相当調査スヘキニ付、本願寺側ニ於テモ至急調査セラレタキ旨ヲ述ヘ、右会見ヲ了リ候

以上ノ経路ニ依リ、火葬場改築工事ハ一時延期ノ姿ト相成候得共、決定の令示ニ接スルノ日蓋シ遠カラサル儀ト被存候ニ付、其際相当御援助相仰キ度、右経過御報告旁此段予メ惴惴仕候也

大正九年十月十八日

旧臣信義会代表者

芳野國一（印）

片山宗太郎（印）

執行長今里游玄殿

（朱筆）

〔膳本〕

客年三月花山火葬場改築ノ件、御内示ヲ承ケ候、以来各種ノ調査ヲ遂ケ専門ノ技師ニ委嘱シテ、窯及其屋舎并付帯ノモノニ至ル迄、全部改造ノ企画ヲ立テ詳細ナル設計、将サニ成ラントスル迄ニ準備ノ歩ヲ進メ候処、時恰モ大阪ニ於テ同府市後援ノ下ニ電気火葬ノ試験設備ヲ為セル者アルヲ聞知シタルヲ以テ、薪使用竈改造ノ準備ハ一時之ヲ中止シ、大阪ニ出張シテ電気火葬試験ノ実情ヲ調査致候処、相当効果アルモノ、如ク認メタルヲ以テ引続キ様細ナル調査ヲ進メ候処、最近ニ至リ右電気火葬式ハ実地施業上今一段ノ点アルヲ認メ候、乍然電気工業発達ノ今日、右完成ノ日蓋シ遠カラサルヘキハ疑ヲ容レサル所ト被存候

以上ノ如ク電気火葬式ハ現下直チニ着手シ難キ状態ニ有之、又薪使用式ハ近キ将来ニ改造ノ機運ニ際会スル虞有之候ニ付、此際尠カラサル費用ヲ投スルコトハ甚難堪次第ニ有之、旁右両者共今直チニ着手スル事甚困難ナル現状ニ有之候ニ付、火葬場ノ改築ハ暫時御猶予ヲ仰キ、近ク電気火葬経営ノ見込相立チ候上、相当設計ヲ立テ御認可相受候事ト致度、此儀御認許相仰度、此段具状候也

大正九年九月十七日

大谷派本願寺火葬場管理者岩井義景

本派本願寺火葬場管理者芳野國一

松王京都府衛生課長殿

29) 花山火葬場沿革照会につき報告

客年十月八日付ヲ以テ御下命ニ係ル火葬場ノ沿革等ニ関スル件調査致候処、別記ノ通ニ候条、此段御答申上候也

大正十年三月八日

信義会理事長片山宗太郎（印）

本派本願寺財務部御中

一) 記（花山火葬場沿革）

記

一、花山火葬場沿革

明治草創文物革新ノ際、火葬ニ関シテモ亦旧来行ハレタル不完全ナル方式ヲ排シ、新式ノ採用スルコト時勢ノ要求スル所トナリタルモ、当時ノ状勢ハ此博愛の事業ニ対スル適當ナル経営者ヲ得サリシ為メ、当時ノ府知事ハ之レヲ両本願寺ニ経営セシムルノ可ナルヲ認メラレ、両派ニ勸説セラル、所アリタル結果、両派ハ之レヲ諾シ、明治拾年相共ニ現在ノ位置ニ火葬場ヲ新設シ、爾来今日ニ至ル迄実ニ四十有余年ノ久シキニ亘リ継続シテ之レヲ経営シ来レルモノナリ

二、新設當時ヨリノ経営状態

花山火葬場ハ東山阿弥陀ヶ峰ノ後方ニ位置シ、市郡境界線ヨリハ、僅カニ六七町ノ距離ニ過キサリニ拘ハラ

ス、地形上市街地トハ全ク丘陵ヲ以テ隔絶サレ、全然市街地ヨリ視界外ニ属シ、焼煙臭氣ヲ市街地ニ飛散スルノ虞ナク、衛生上及風致上ノ見地ヨリスレハ実ニ理想ノ位置ナリト謂フヲ得ヘシ、然ルニ經濟的關係ニ至リテハ、通路急斜ノ為メ、物資ノ運搬甚タ困難タルカ故ニ、火葬場経営上重大ノ要件タル燃料ノ価格ハ、僅カ二十町ヲ出テサル急斜地運搬ノ為メ多額ノ運賃ヲ要シ、延テ燃料ノ代價格外ニ膨大シ、為ニ收支計算上特ニ不利ナル状態ニ在ルモ這ハ當場力衛生上風致上、他ニ比類ナキ優秀ナル地形ヲ有スル代償トシテ、姑ラク忍ハサルヘカラサル所ナリト信ス

三、総坪数

火葬場敷地

六百八拾坪

付属山林

五段四畝壹歩

但シ、右買収費ハ当時ノ書類残存セサルニ付判明セス

四、建築費

当初ノ建築費額ハ関係書類残存セサルニ付判明セス

但シ、現事務所及茶所ハ大正五年ノ改築ニ係リ、此建物ノミノ建築費ハ金參千貳百八拾五円八拾四銭ヲ要シタリ

五、器具器械購入費

本件モ亦関係書類残存セサル為メ、当初設備ニ要シタル費額ハ、今之ヲ知ルニ由ナキモ、年々器具器械ノ修繕又ハ之ヲ補足ニ要シタル費用ハ次項記載支出ノ部、

其他ノ中ニ包含セリ

六、最近五ヶ年間に於ケル收支決算ノ概況

(中略)

七、火葬場略図

別紙添付

以上

46) 京都市指令火葬爐寄付承認書

京都市指令収保衛第五二号

京都市下京区堀川通花屋町下ル本願寺門前町官有地

真宗本願寺派本願寺住職

大谷光照

昭和九年二月十二日付願火葬爐寄付ノ件承認候也

昭和九年二月十九日

京都市長大森吉五郎(印)

47) 専用火葬爐寄付につき立案

専用火葬爐寄付ニ関スル件

昭和六年三月四日付京都市長ト東西両本願寺トノ契約ニ基キ、花山火葬場ニ築造スヘキ両本願寺専用火葬爐各壹基ヲ市ヨリ寄附受ケ度旨申出有之、本大協議ノ結果寄附ノコトニ協定相成候ニ就テハ、左案寄附願御提出ノ方ニ奉伺上

案

別紙之通り

一、寄附願

寄附願

昭和六年三月四日附京都市長ト東西両本願寺トノ契約書ニ基キ両本願寺専用火葬爐各壹基ヲ別紙要領ニヨリ建築シ御市ニ寄附致度、就テハ左記条件ヲ御承認ノ上御受納被成下度、此段相願候也

昭和九年 月 日

京都市下京区烏丸通七条上ル常葉町

真宗大谷派本願寺住職

大谷光暢

京都市下京区堀川通花屋町下ル本願寺門

前町官有地

真宗本願寺派本願寺住職

大谷光昭

京都市長 大森吉五郎殿

記

一、火葬爐ハ将来東西両本願寺ノ専用トシテ存置スルコト

一、火葬爐使用ノ場合ハ京都市火葬場使用条例ニヨリ規定料金ヲ納付スルコト

一、前記火葬爐ノ維持修繕等ニ要スル費用ハ勿論、将来移転改築等ノ必要アル場ニ於テハ、其ノ費用ハ総テ東西両本願寺ニ於テ負担スルコト

要項書

一、建築場所

京都市東山区山科上山山小字旭山一九番地ノ一
三百五十七坪（昭和六年二月十六日専用火葬爐建築敷地トシテ寄附）

一、建築設計 別紙之通り

一、工事費用 参万壹千五百五拾円

内訳

火葬爐建築費（排気筒ヲ含ム） 壹万貳千円

同上家 壹万五千元

敷地工事費 四千五百五拾円

一、評価々格 前記工事費ノ通り

一、竣工期日

51 京都市花山火葬場特設爐鍵領収書

領収書

一、京都市花山火葬場特設爐鍵

但、本派本願寺専用爐分 壹箇

右正ニ領収候也

昭和十三年四月十二日

京都市保健部衛生課（印）

本派本願寺御中

55 花山旭山山林管理委任につき立案

一、信義会願書

御願

御本山御所有花山旭山山林、去歲風害後古損木及雜木等盜抜ノ有様ニシテ、御放任ノ曉ハ終ニ風致ヲ損シ、折角

ノ山林モ其ノ影ヲ見ルコト能ハサルヤノ状態ニ至ルカト懸念致シ、茲ニ其害ヲ未然ニ防クタメ、本会ニ於テ管理ヲ願ヒ、併セテ御専用爐ノ保存奉仕ト併行万事違洩ナク可致候間、何卒御詮議ノ上管理御聴許賜り度、別紙山林図面相添へ、此段御願申上候

管理方法トシテ同山林古損木及雑木等ヲ整理風致保存可致候

昭和十三年一月廿七日

信義会理事長

中根喜代之助 (印)

執行長千葉康之殿

(山林指図・略)

56) 本山専用爐管理の京都市への引継につき立案

華山火葬場本山専用爐管理ヲ京都市へ引継ノ件

曩キニ当山ニ於テ専用爐新築後、其ノ管理ヲ京都市へ引継クベキ筈ノ処、今日マデ引継未了ノ儘ト相成居候処、四月七日同火葬場ニ於テ市衛生課長清水瑞一郎、同技手小野精一ト財務部長立会ノ上改メテ引継願ヲ提出ノ上、京都市ニ管理ヲ委任スルコトニ談合済ミト相成候条、右御許可ノ上左案京都市衛生課保健部長宛願書提出ノ方ニ伺上

案

華山火葬場本派本願寺専用爐管理引継願

曩キニ当山ニ於テ、専用爐新築致シ候得共、其ノ管理引継^(抹消)「其儘ト相成居候処」^(右行間)「未了ニ有之候処」、今般

改メテ引継相成度、此段御願候也

追テ此ノ儘放任候テハ諸機械ハ勿論、其他其ノ使用ニ耐エザル事ト相成候ニ付、適宜登山手入ヲ致度候間、御承認相成度候也

年月日

部長名

京都市衛生課保健部長

飯野 斐 殿

以上 (印)

(種智院大学教員・本願寺史料研究所客員研究員)

【編集後記】

希望的に予告していた年度末の刊行は、実現できませんでした。新年度にずれ込みましたが、なんとか、かんとか四〇号です。「近現代」が続きましたので、次号は時代を少し遡れればと思います……が、となると、若干(大幅にか)、思案と模索の時間が必要になりそうです。『増補改訂 本願寺史』の第一巻が刊行されました。続いて第二巻の執筆が始まります。編集子の頭の中でも、常に何割かは、自分が執筆を担当する章・節のことが占領しています。

研究所の人事体制が、少し変わりました。

金龍 静 副所長を退職。あらたに客員研究員に就任。
岩田真美 研究生を終了。

辻岡健志 研究生を終了。あらたに研究助手に就任。

上野大輔 あらたに研究生。

武田美桜 あらたに研究生。

(歩弥)